

山陽小野田市民病院ＬＥＤ照明整備事業仕様書

令和７年７月１日

本仕様書は、山陽小野田市民病院（以下「当院」という。）が実施する「山陽小野田市民病院ＬＥＤ照明整備事業」において、使用する灯具及び工事仕様等、受注者が守るべき必要な事項について適用する。

１．事業名称

山陽小野田市民病院ＬＥＤ照明整備事業

２．事業場所

山口県山陽小野田市大字東高泊 1863 番地 1

３．機器仕様

既設蛍光管に比較して、省エネ性の確保を図ると共に、病院の特性に応じた照明機器とすること。

（１）構造

- ①直管蛍光灯型ＬＥＤ照明の口金は、Ｇ１３とし、電源内蔵型、給電方式は片側給電とすること。
- ②直管蛍光灯型ＬＥＤ照明光源は、「ＡＣ 直結Ｇ１３口金直管ＬＥＤ光源-安全規格（日本照明工業会規格 JLMA301:2024）」に準拠していること。
- ③既設の安定器は切除し、既設の直管蛍光灯型照明器具を利用した上でバイパス工事を行い管球交換方式とすることを基本とするが、省エネ性の確保等、当院にとって有益となる正当な理由がある場合、新たな電源装置を別置き配線工事することも可能とする。
- ④病室、各検査室等で使用する直管蛍光灯型ＬＥＤランプ、ダウンライト、コンパクト型ＬＥＤは、EMC 国際規格 CISPR11,15 適合品であること。
- ⑤病室、各検査室等で使用する直管蛍光灯型ＬＥＤランプ、ダウンライト、コンパクト型ＬＥＤの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとし、病室、各検査室で使用可能なものであること。なお、設置予定のＬＥＤ照明製品は、プレゼンテーション時にデモンストレーションを行うこと。
- ⑥ＬＥＤランプの材質は、ポリカーボネート素材の製品を使用すること。なお、ガラス管仕様は不可とする。
- ⑦管球を交換する方式での取替が不可能な場合には、器具を交換すること。なお、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。
- ⑧調光照明は、ライトコントロールを含めた器具交換を行うこと。
- ⑨防滴仕様や非常灯等、特殊な用途に使用する器具については、電源外付型照明器具を可とする。
- ⑩非常用照明器具及び階段通路誘導灯は、関係法令（建築基準法、消防法）に定める器具とすること。

(2) 性能

- ① 主要な既設ランプに対するLEDランプの性能は以下のとおりとすること。
また、色温度については、現状の照明機器と同等とすること。なお、以下の既設ランプ以外については、既設の照明器具と同等の仕様とするが、必要により「質問書」(様式2号)にて、事前に確認すること。

既存照明の種類	LEDランプの性能・仕様			
	消費電力	全光束	重量	色温度
直管型蛍光灯 FHF32EX 高出力形	18.0w以下	3,100 lm以上	250g以下	5000K
直管型蛍光灯 FHF32EX	13.0w以下	2,000 lm以上	250g以下	5000K
直管型蛍光灯 FL20	6.8w以下	1,100 lm以上	133g以下	5000K
直管型蛍光灯 FL10	3.5w以下	500 lm以上	75g以下	5000K
コンパクト型蛍光灯 FHP32EX	11.0w以下	1,680 lm以上	140g以下	5000K

- ② 光源の定格寿命は 40,000 時間以上の製品とする。
③ LEDランプの作動保証温度範囲は 5℃～35℃を満たすこと。
④ 演色性は Ra80 以上、診察室等は Ra90 以上とすること。

(3) その他

- ① LED製品は、メーカー保証期間が 5 年間以上の採用を基本とすること。
② 設置する製品は全て新品であり、製造年が 2024 年以降であること。
③ 一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
④ 受注者は、取り外した電球や蛍光灯、器具等の廃材はすべて引き取るものとする。また、その際に発生する撤去費・撤去品運搬費は契約金額に含むものとする。
⑤ 既設数量を参照すること。なお、詳細については、別途問い合わせること。

既設照明ランプ種類	対象器具数	対象ランプ数
HID 水銀 H250/HF250 (口金:E39) 【250W】	1	1
コンパクト形蛍光灯 FHP45E 【45W】	97	97
シームレスランプ FRT1250【36W】3570lm(L=1245)	1	1
ハロゲンランプ(棒状) JD110V85W (口金:E11) 【85W】	253	253
直管蛍光灯 FHF16EX 高出力形 【23W】	4	4
直管蛍光灯 FHF32EX 高出力形 【45W】	777	1,317
直管蛍光灯 FHF32EX 【32W】	338	443
直管蛍光灯 FL20SS 省電力形 【18W】	239	239
電球形蛍光灯 EFA15E (口金:E26) 【12W】	10	10
電球形蛍光灯 EFD15/12E (口金:E17) 【12W】	27	27
総計	1,747	2,392

4. 工事仕様

- (1) 契約後速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、当院と協議すること。
- (2) 設置前には、現地調査及び回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 蛍光灯器具内の安定器は、場合によっては、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、LED化工事を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ①適合するLED光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨
 - ② LED光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等
 - ③蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
- (8) 停電時、運用上必要な機能を停止する場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。
- (9) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- (10) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
- (11) 作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既設照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (17) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- (18) 施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。
- (19) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電

- 気設備工事 編) 最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修) に準拠する。
- (20) 施工にあたる工事会社は建設業法(昭和24年法律100号)に基づく電気工事に係る監理技術者が所属し、特定建設業の許可を有していること。
- (21) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議の上決定する。

5. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に当院と協議すること。

- (1) 工事の優先順位
- ① 既設照明器具で故障が発生した(している)箇所
 - ② その他当院が優先と判断した箇所
- (2) 工事方法 設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

6. 物品の保守等

- (1) 保守期間は5年間とし、期間中は物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 消灯その他の不具合(以下「消灯等」という。)が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当院と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

7. 物品の移動等

- (1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当院負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前号(1)項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院に提供するものとする。

8. その他

提案限度額を下回る場合のみ、企画提案の採点を行うものとする。